

中間前金払制度の一部改正について

中間前金払制度について、平成 28 年 7 月 1 日より、次のとおり取り扱うこととしました。

【改正箇所】

契約締結時に「中間前金払・部分払の選択について（様式第 1 号）」により、中間前金払か部分払のどちらかを選択し、契約締結後の変更は認めないものとしてきたが、今後は、どちらか一方を選択する必要はなく、併用できるものとする。

なお、これにより、請負者が契約締結時に提出している「中間前金払・部分払の選択について（様式第 1 号）」の提出は不要とする。

●中間前金払制度とは

当初の前払金（請負金額の 10 分の 4 以内）に加え、工事の中間段階で請負金額の 10 分の 2 以内の前払金をする制度です。

●対象工事について

保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1 件の請負金額が 130 万円以上の工事

●認定要件について

- ①前払金を受けていること。
- ②工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ③工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ④既に行われた作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するもの。

●認定申請について

- (1)「中間前金払認定請求書（様式第 1 号）」に「工事履行報告書（別紙 1）」を添えて工事担当課へ提出する。
- (2) 認定要件を満たしていることを確認後、町が「中間前金払認定調書（様式第 2 号）」を交付する。
- (3)「中間前金払認定調書（様式第 2 号）」を添えて保証事業会社に保証の申込みをする。
- (4)「中間前金払請求書（様式 19 号の 2）」に中間前払金に係る保証書を添えて工事担当課へ提出する。
- (5) 担当課にて中間前払金を指定口座に振り込む。